

幼児期における道徳教育とは —小学校との関わりの中で—

永久欣也*

滋賀短期大学 幼児教育保育学科

Moral Education in Early Childhood
—In Relations to Elementary School—
Kinya NAGAHISA

Department of Early Childhood Care and Education, Shiga Junior College

抄録：中教審の答申に基づき、平成30年（2018年）から道徳が「特別教科」として義務教育段階である小学校と中学校で実施されることとなったが、幼稚園や保育所等にあっても指導要領や保育所指針が改訂され、道徳性についてより詳しく示されるようになったのである。しかし、幼稚園や保育所等にあっては小学校のような「国語」「算数」「理科」「社会」といった教科があるわけではなく、当然ながら「道徳」といった教科も存在しないわけである。しかし、幼児期での学びを小学校での学びへと繋げていくことが求められている今、幼児期における道徳教育の在り方も考えていかねばならないのである。ここでは、幼児期における道徳教育はどうあるべきかを簡単に考えていくが、より掘り下げた内容の論文としては次の機会にゆずり、今回はその前段階としての研究ノートである。

キーワード：道徳教育，学習指導要領，幼児期の終わりまでに育ててほしい10の姿

1. はじめに

平成30年（2018）年より、小・中学校における「特別な教科」としての道徳の授業がスタートしたわけであるが、道徳の授業そのものは昔から行われてきたものでもある。戦前は「修身」というものがそれにあたり、教育勅語を規範として儒教的な要素が強いものではあったが、戦後は日本の敗戦とともにGHQの指導の下、民主化教育の一つとして位置づけられてきたものでもある。その後、80年代から90年代頃にかけては部落解放運動としての同和教育が道徳教育の代わりとして位置づけられていたこともあったが、これまでは教科としてではなく、学校裁量による特別活動として指導が行われてきたものでもある。しかしながら、最近の若者の社会規範の欠如や、学校現場でのいじめの問題の増加などから道徳教育への必要性が見直されるようになり、中教審において審議され、最終的に道徳

* E-mail: k-nagahisa@sumire.ac.jp

の教科化が現実となったのである。ただし、国語や算数といった「教科」ではなく、「特別な教科」としてである。この両者の違いは、成績として評価をつける際に点数化ができるか否かといったことや、単独教科とした場合に中学校以上では専門の免許が必要となってくるという点である。また、教科学習である限りは教科書が必要なわけであるが、すでに各社から「道德科」としての検定済み教科書が出版されており、各自治体や学校によって採用もされているが、小・中学校の現場にあっては教科化から2年たった今もテキストの利用も含め、様々な苦労があるようである。

道德教育の教科化についての賛否そのものについては様々な意見があり、「特別な教科」の「特別」という言葉には、国の政策がより強く関わるといったニュアンスもあるのではといった懸念もあるわけであるが、ここではそのことには深くは述べてはいかないが、道德教育そのものについての必要性を否定することはできないのではなかろうか。

では、道德教育とは何かと問われたならどのように返答するかを考えてみた時、結局は“健全な人間形成のためのもの”と私なら答えるであろう。そして、そう考えた時、その指導のスタートは小学校からではなく、この世に生を受け成人として育っていくまで関わり続ける家庭での指導がそのスタートとなっていると思うのである。その意味でも幼児期からの道德性の育成は非常に重要な意味を持っているのである。しかし、家族や家庭の在り方自体が変容してきている現代社会にあって、こどもの育成が家庭だけでは十分にできない部分を幼稚園や保育園といったところが手助けをしているわけでもある。園の現場にあって、道德性の育成のためにはどうあるべきなのかといったことは、これまでも多くの保育者が考えてきたではあろうが、保・幼・小の連携の大切さがこれまで以上に求められている今、小学校での教科としての道德に繋げるためにも、幼児期での指導を工夫していかなければならないのである。学校や園の現場においてその指導の基本となるものが学習指導要領や保育所保育指針といったものであるが、そこに書かれている道德教育の目標や道德性の育成についての記述を見ていきながら、幼児期における道德教育の在り方をみていくことにする。

2. 学習指導要領における道德の目標とは

小学校学習指導要領が改訂になり、新たに道德が加わってきたわけであるが、総則の部分において小学校での道德科の内容項目として4つの大きな枠組みも示されたのである。

- A. 主として自分自身に関すること
- B. 主として人との関わりに関すること
- C. 主として集団や社会との関りに関すること
- D. 主として生命や自然、崇高なものとの関りに関すること

以上の4つが小学校での道德教育の内容項目を表すキーワードであり、低・中・高といった各学年においての具体的なねらいがさらに示されているのである。全体的な道德教育の目標としては次の7つに集約されると思われるが、当然のことながら、これらは道德科単独で指導すべきものではなく、他

の教科との関りを通して行われなければならないものでもある。その7つとは

1. 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う
2. 豊かな心を育む
3. 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する
4. 公共の精神を尊び、民主的な社会および国家の発展に努める人間を育成する
5. 他国を尊重し、国際社会の平和平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する
6. 未来を拓く主体性のある日本人を育成する
7. 道徳性を養う

以上であるが、いくつかは旧指導要領の中でも述べられてきたものでもあり、5番目の項目はグローバル化が進む現代社会を意識したものでもある。これらの項目を基本として小学校での道徳教育が進められていくのである。そして、小学校1年生からの指導には、やはりその前段階としての幼稚園や保育所等での幼児期における道徳教育が求められ、その結果として「幼児期の終わりにまでに育ってほしい10の姿」が新指導要領などに現れてきたのである。この10の姿については次の項で記述することにするが、新指導要領には道徳についてどう書かれているか先に見ておきたいと思うのである。

幼稚園教育要領において「道徳」という言葉が現れるのは旧版の教育要領では領域「人間関係」における「内容の取扱い(4)」の中で、「道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き・・・(以下省略)」¹とあったところだけである。しかし、新幼稚園教育要領にあつては、冒頭の第1章総則における「第2幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の(4)において「道徳性・規範意識の芽生え」という言葉が書かれているのである。²そしてまた、この部分は幼稚園教育要領だけでなく、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領にあつても同様にその総則部分に書かれているのである。幼稚園にしる、保育所にしる、道徳という教科が存在するわけではないが、その目的や目標の達成のため、幼児期の特性を踏まえて、環境を通して行うものとされているのである。言い換えれば、保育の5領域全てが道徳教育に関わっているということである。

3. 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿と道徳教育

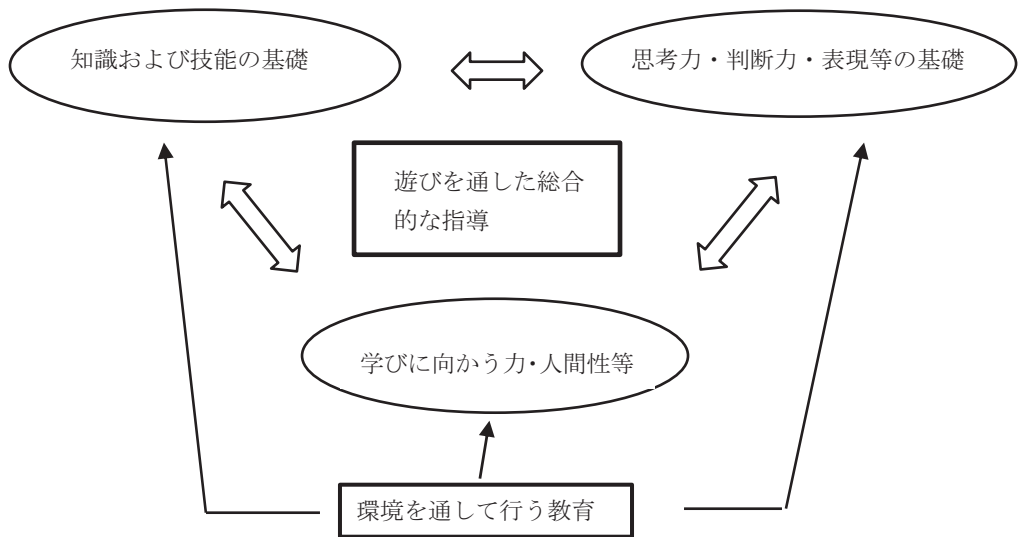
新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針等に述べられている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは、小学校以上での教育の目標とする「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」といった3つの分野を幼児教育に置き換えたものではあるが、これらの3つが相互に重なり合うために「遊びを通しての総合的な指導」が求められており、それは先に述べた通り「環境を通して行う教育」なのであるが(図1参照)、結局は道徳性の芽生えもまた、保育現場におけるあそびから始まっていると言えるのではなからうか。そのあそびを通した指導がどれだけ多くの

保育者によって子どもたちに適切に指導されていくかどうかが鍵となっていくのである。

幼稚園教育要領や保育所保育指針等にあつては「10の姿」という文言では書かれていないのであるが、10項目あることからわかりやすく、また、語呂的にも言い易いこともあり一般的には「10の姿」として用いられることが多いようである。しかし、元々は12項目が考えられていたのであるが、「道徳性」と「規範意識の芽生え」及び「自然との関わり」と「生命尊重」がそれぞれ統合され10項目となったのである。とりわけ、「道徳性」や「規範意識の芽生え」といったものは改訂前から領域「人間関係」で指導されてきたものでもある。また、環境を通して行うということ自体も何年も前から実践されてきたところのものであるわけであるが、絵本の読み聞かせなどは幼児期の道徳性や規範意識の芽生えに大きく寄与してきていると言えるであろう。

幼児期において育みたい資質・能力の整理

(1) 育みたい資質・能力

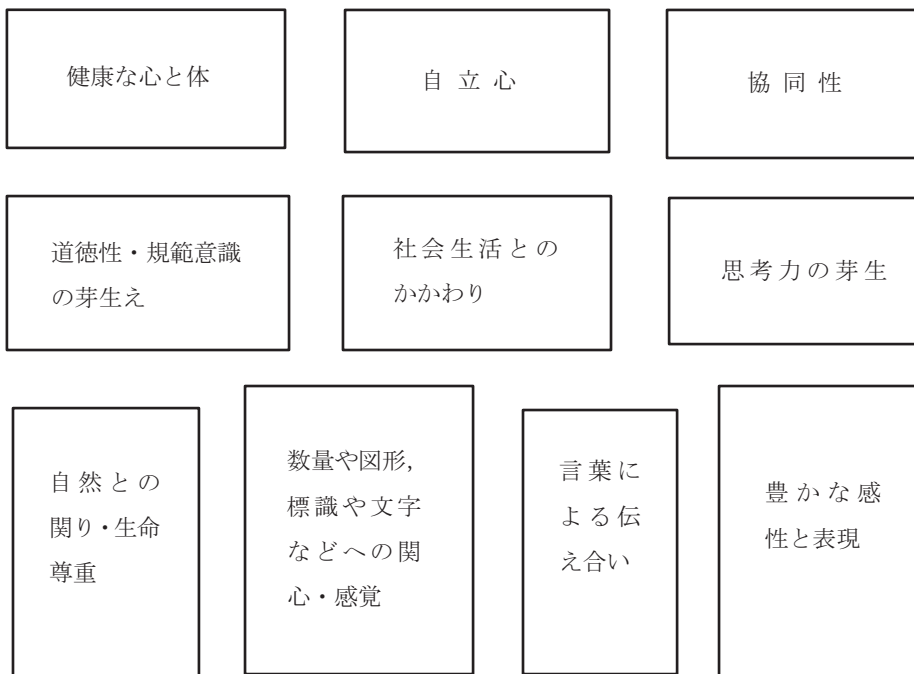


【図1. 幼児期における資質・能力の育成のあり方について】

図1における3つの楕円形の中に書かれているものが小学校以上での教育の目標としているものではあるが、幼児期にあつては「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力等」の言葉のあとに“基礎”

という言葉が付け加えられており、「学びに向かう力・人間性等」はそのまま両方で用いられているのである。このことは、道徳教育にあっては幼児期から小学校、さらには中学校へと一貫した流れを作っていきたいという意図があるからではなかろうか。それだけ幼児期にあっては道徳教育にたいする重要性が増してきているといえるのではないであろうか。実際、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の中でも、「思考力の芽生え」と「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」の2項目以外は全て道徳教育に直結していくものである。もちろん、この2項目も全く道徳と関係がないとは言えないが、どちらかと言えば「知識・技能」の方へと繋がっていくものである。

また、保育の5領域と呼ばれている「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」との関りで考えていくと、「健康な心と体」は領域「健康」そのものであり、「言葉による伝え合い」は領域「言葉」である。そして、「数量や図形、標識や文字などへ関心」は領域「環境」であり、「豊かな感性と表現」は領域「表現」の範疇であり、残りはやはり領域「人間関係」との関りが深いと言えるであろう。



【図2. 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

4. おわりに

幼児期における道徳教育とは、日々の教育・保育活動にほかならず、これまでもずっと園の現場に

において実践されてきたものである。幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿も、幼稚園教育要領や保育所保育指針が新しく改訂される以前から旧要領等の保育の5領域において求められてきた目的でもあり、目標でもあったわけである。

保育者による絵本の読み聞かせや子ども同士のあそびの数々。園外保育や運動会、誕生会や生活発表会などの園行事への参加等、こういったもの全てが幼児期における道徳教育に大きく関わっているのである。とりわけ、絵本の読み聞かせからは情緒の安定だけでなく、その選択された内容によって勧善懲悪を考えるものにもなり、家族愛や仲間との絆といったことを子ども自身に考えさせるきっかけを作るものともなっているのである。

日本の諺に、「三つ子の魂百まで」といったものや、「雀百まで踊り忘れず」といったものがあるが、いずれも幼いうちに身に着けたことは大人になっても忘れないでいるという意味を持っており、社会人としての道徳性を身に着けているかどうかは、幼児期にその基礎がどう養われたかが大きく影響していくのである。

今はすでに絶版となってしまっているが、長年にわたり少年院や保護観察所で法務教官や保護観察官を務められた相部和男さんが執筆された『非行の火種は3歳に始まる』という本の中で、若くして非行に走った子どもたちの多くは幼少期での育ちが大きく影響していると指摘されている。とりわけ、3歳までの家庭環境が大きく影響し、家族の愛情に恵まれなかっただけでなく、極端な愛情過多もまた問題であると指摘されているのである。

現代社会は、その家族形態も一昔前に比べ千差万別である。核家族化はすでに一般的なものとなってきており、シングルマザーやシングルファーザーによる子育ても増えてきている。そのこと自体は問題ではなく、それぞれの子どもたちをいかに大切に育てていくかが問題なのであり、周りの者たちもいかに手助けをしていくかが求められていく時代でもある。よく地域がしっかりとしている所に少年犯罪は少ないと言われているが、それは、地域の人々が全てよその子も自分の子のように思って接しているからであり、その姿を見て子どもたちも育っていくからであろう。

幼稚園や保育所、認定こども園で過ごした子どもたちは卒業とともに小学校へと進んでいくわけであるが、小学校での教科学習にスムーズに移行できるようにしていくのも今はそれぞれの施設の仕事となっているのであり、とりわけ、道徳性や規範意識の芽生えへの取り組みが今後さらに小学校側から強く要望されていくこととなるのではなかろうか。

平成13年(2001年)6月、文科省は『幼稚園における道徳性の芽生えを培うための事例集』というテキストを出版しているが、幼児期における道徳教育のあり方を考える参考にはなるものである。しかし、保育の基本はあそびからであり、あそびの環境が整っていることが大前提となるのである。今後の保育者養成のあり方も含め、幼児期における道徳教育についてさらに具体的な研究を進めていくこととする。

文献

- 1) 平成 20 年文科学省告示 「幼稚園教育要領」P.8～P.9 フレーベル館 2008 年
- 2) 平成 29 年文部科学省告示 「幼稚園教育要領」P.6 フレーベル館 2017 年
- 3) 平成 29 年文部科学省告示 「幼稚園教育要領」フレーベル館 2017 年
- 4) 平成 29 年厚生労働省告示 「保育所保育指針」フレーベル館 2017 年
- 5) 平成 29 年内閣府・文部科学省告示・厚生労働省 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」
フレーベル館 2017 年
- 6) 文部科学省 「幼児期における道徳性の芽生えを培うための事例集」 ひかりのくに 2001 年
- 7) 相部和男著 「非行の火種は 3 歳に始まる一親が泣かない 25 の鉄則」 PHP 研究所 1984 年
- 8) 赤堀博行著 「道徳教育で大切なこと」 東洋館出版社 2010 年
- 9) 石村秀登・末次弘幸編著 「道徳教育の理論と実践」 大学教育出版 2018 年
- 10) 貝塚茂樹著 「戦後日本と道徳教育—教科化・教育勅語・愛国心—」 ミネルヴァ書房 2020 年